

平成27年度 第1回中野区総合教育会議

- 1 日 時 4月17日(金) 開会：午後2時01分  
閉会：午後2時19分
- 2 場 所 区議会第2委員会室
- 3 出席者 (構成員)  
田中区長、田辺教育長、渡邊教育委員、田中教育委員、小林教育委員  
(関係職員)  
川崎副区長、英副区長、高橋政策室長、竹内経営室長、奈良子ども教育部長・教育委員会事務局次長、海老沢政策室副参事(企画担当)、朝井経営室副参事(経営担当)、辻本子ども教育部・教育委員会事務局副参事(子ども教育経営担当)、杉山指導室長  
(事務局)  
経営室経営担当職員
- 4 議 題 (1) 中野区総合教育会議の運営について  
(2) 中野区教育大綱について
- 5 傍聴人数 4人

## 6 議事経過

【午後2時01分開会】

[区 長]

それでは、ただいまから第1回の中野区総合教育会議を開催させていただきます。

教育委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましたことを心から御礼申し上げる次第でございます。

今回、この総合教育会議第1回を催すことになりましたのは、今年4月1日に施行されました、改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、その目的において、おおむね以下のようなことが書かれております。

教育行政における責任体制の明確化。そして、教育委員会の審議の活性化。また、迅速な危機管理体制の構築。そして地域の民意を代表する首長の、これは区長ということになりますけれども、区長と教育委員会の連携の強化といったようなことがうたわれているところなのでございます。

首長というのは、1人で仕事をしているわけではございませんので、組織の中で組織の英知を集めて仕事をしているということでございますので、私と議論をするということよりも、区という組織と教育委員会という組織とが、お互いのきちんとした論議を踏まえた調整の場ができるということが大事なのかなと、こんなふうに思ったところでございます。

そうした調整・協議の場をつくるということを通じて、区長部局と教育委員会との連携というものがより密接になっていくと、こんなふうに思っております。

そうした協議・調整の前提となる日頃の情報交換、意思疎通というようなことについても、こういう場ができました。このことを踏まえて、これまで以上に、これまでも随分活発にさせていただいていると思っておりますけれども、これまで以上に十分に活発、円滑に行っていくことができるようになるのではないかと、こんなふうに思っているところでございます。

この総合教育会議で教育大綱を策定することになっているわけでありましてけれども、この大綱の策定を通しまして、この大綱に基づいて、首長側、そして教育委員会側、それぞれの分掌、それぞれの所管、それぞれの権限に応じたそれぞれの仕事を連携して行っていく、こういったことになっていくということだと思っております。

今回、4月1日付で議会の同意を得まして、新教育長の任命も行ったところでございます。

新しい教育委員会制度の組織として、発足をしていただいたというようなことで、法改正の趣旨も明確になったのかなというふうに思っているところでございます。

今日は第1回の総合教育会議ということで、会議の設置というところが主たる目的となるかというふうに思いますけれども、進行につきましては、経営室長に補佐をさせますので、どうかよろしく願いをいたします。

[経営室長]

それでは、経営室の竹内でございます。よろしく願いいたします。

進行について補佐をさせていただきます。

本日は第1回目ということでございますので、まず本日の予定等をご説明させていただきたいと思っております。

本日の予定ですけれども、お手元の次第のとおり、2点ございます。1つが中野区総合教育会議の運営についてでございます。それからもう1つが、中野区教育大綱についてということでございます。

本日、おおむね午後3時過ぎを目途に終了したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、1点、この時点で確認をさせていただきたい事項がございます。

読売新聞東京本社教育部から、会議の取材、録音及び写真撮影の申し込みがされております。取材の許可等は本来であれば、会議の運営方法の確認が終わった後で、後に許可をするか否かを決めていただくものでございますが、現時点では会の運営方法について決まっておられません。また、本件については、特にこのお申し出を不許可とする理由もないと考えておりますので、この時点でお申し出のありました取材、録音、写真撮影を許可することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

[経営室長]

それでは、読売新聞の取材、録音及び写真撮影を許可することといたします。

よろしく願いいたします。

それでは、早速本日の議題に移らせていただきます。

まず、1番目の議題でございます。「中野区総合教育会議の運営について」でございます。

この会議の運営につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定によりまして、この会議で定めることとなっております。

お手元に、資料といたしまして、「中野区総合教育会議の運営について（案）」を配付してございます。

まず、担当から資料の説明をいたしますので、よろしく申し上げます。

[経営室副参事（経営担当）]

経営室経営担当副参事の朝井でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付をしています「中野区総合教育会議の運営について（案）」の要点について、ご説明させていただきます。

中野区総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるもののほか、この「中野区総合教育会議の運営について」に基づき、運営していくこととします。

第1が総則でございます。会議は、区長が設置をします。

第2が、会議の議題でございますが、会議においては、次に掲げる事項についての「協議」並びにこれらについての区長及び教育委員会の事務の「調整」を行います。

協議・調整の事項でございますが、（1）中野区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及びその変更に関すること。（2）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。（3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること、でございます。

説明の3つ目のところに、会議は、執行機関同士の協議・調整の場であることから、各教育委員は、議題について、教育委員会として事前に確認されている基本的方向性に基づき、協議・調整に臨む必要があります。このような説明もつけ加えているところでございます。

第3が、会議の招集でございます。会議は、区長が招集します。教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、会議の招集を求めることができます。

説明の1番目のところに、会議を招集しようとするときは、開催しようとする日の一週間前までに、会議の場所、日時、協議又は事務の調整に係る事項を示した文書により教育委員会に通知をします。

なお、この通知は、会議に諮ることにより口頭を持って代えることができるものとします。

2つ目の丸のところに、教育委員会は会議の招集を求めようとするときは、区長に対し、協議すべき具体的事項を示した文書により、会議の招集を求めるとします、というふうに説明書きをしてございます。

第4が、会議の構成員等でございます。会議は、区長及び教育委員会により構成します。会議には、次に掲げる者を関係職員として常時出席させるものとします。(1)から(10)までここに記載している者でございます。協議又は事務の調整事項に応じて、その他の関係職員を出席させることができるものとします、というふうに規定をしています。

第5が、会議の進行等でございます。会議は、区長が主宰します。区長は、会議の進行について、指定する関係職員に補佐させることができるものとします。会議の進行は、原則、次の順に行います。(1) 協議事項又は事務の調整事項の確認 (2) 関係職員からの協議事項又は事務の調整事項に関する概要説明 (3) 協議事項又は事務の調整事項に関する意見交換 (4) 協議事項の到達点又は事務の調整結果の確認、でございます。

第6が、意見聴取でございます。会議は、上記2の「協議」を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができます。

第7が、会議の公開の規定でございます。会議は、公開とします。ただし、次に掲げる場合であって、会議において非公開とすべきと決定した場合は、非公開とします。(1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。(2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるとき、でございます。

4ページにまいりまして、第8は傍聴でございます。会議は、傍聴を認めます。ただし、会議を非公開としたときは、傍聴を認めません。傍聴人の数は、20人以内とします。ただし、会議で認めた場合は、20人を超える傍聴を許すものとします。

次に掲げる者は、会議場に入ることができないものとします、として、5つの者を掲げてございます。

傍聴人が次に掲げる事項を行ったときは、これを制止し、傍聴人が指示に従わないときは、退場を命じるものとします、として、6つの事項を挙げてございます。

報道機関が報道を目的とした撮影又は録音を行おうとするときは、承認することができるものとします。

というものでございます。

第9が、規律の規定でございます。

第10が、議事録でございます。会議の終了後、遅滞なく、会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めます。議事録には、次に掲げる事項を記載します。ここに掲げてございます(1)から(7)について、記載をするものとしております。会議を非公開としたときは、非公開の趣旨に反しない範囲で概要を作成し公表します。

なお、説明のところがございますように、議事録は中野区公式ホームページに掲載するとともに、区役所区政資料センターで公表します。会議に提出した資料は、議事録とともに公表するものとします。なお、資料が冊子などの場合は、当該資料は区政資料センターで公表するものとします。

第11が、調整結果の尊重でございます。会議において事務の「調整」が行われた事項については、区長及び教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければなりません。

第12が、庶務の規定でございます。経営室で処理をいたします。

第13は、補足ということで、この運営要領に定めるもののほか必要な事項は、会議に諮り定めるものとします。

資料のご説明につきましては、以上でございます。

[経営室長]

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見があれば、お願いをいたします。

よろしいですか。これは事前にも説明させていただいておりますので、それでは、この内容で今後、総合教育会議を運営するということにさせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、2番目の議題でございます。「中野区の教育大綱について」に移らせていただきます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3で、地方自治体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務付けられたものでございます。この大綱を定める場合には、総合教育会議によって協議をすることとされております。中野区の教育大綱の策定について、今回を初回として、今後、数度にわたりご協議をいただくこととなります。

お手元に、資料といたしまして「中野区の教育大綱について」を配付してございます。  
担当から、概要、今後のスケジュールなどについて説明をさせていただきます。では、  
お願いいたします。

[政策室副参事（企画担当）]

教育大綱につきまして、所管させていただきます、中野区政策室副参事の海老沢です。  
どうぞよろしくお願いいたします。私から説明をさせていただきます。

別紙の資料、「中野区の教育大綱について」をご覧くださいと思います。

本日は、簡単な資料でございますが、中野区における教育大綱の位置づけと、策定に当  
たって予定しているスケジュールにつきまして、説明したいと考えております。

教育大綱につきましては、先ほどの経営室長が申しましたとおり、教育行政の組織及び  
運営に関する法律第1条の3第1項の規定によりまして、新たに地方自治体の教育、学術  
及び文化の振興に関する総合的な施策につきまして、その目標や施策の根本となる方針に  
つきまして、区長が定めるものということでございます。

中野区におきまして、この教育大綱の位置づけといたしましては、現在、中野区の基本  
構想を策定中でございまして、その議論を踏まえまして、教育に関する区の基本的な指針  
となるものとして、今後作成してまいりたいと考えてございます。

次に、中野区教育大綱策定にかかるスケジュール、予定でございますが、これについて  
説明させていただきます。

今後でございますが、教育大綱の具体的な内容について検討をいたしまして、9月に教  
育大綱の素案を策定いたしまして、10月にはその教育大綱の素案にかかわる区民との意  
見交換会等を行いたいというふうに考えてございます。その後、その意見を踏まえまして、  
教育大綱の案を作成いたしまして、中野区自治基本条例に基づくパブリックコメント手続  
を経まして、最終的に来年3月には中野区教育大綱を策定したいというふうに考えてござ  
います。

教育大綱の素案や教育大綱の案の過程におきまして、本総合教育会議での協議を行いな  
がら進めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。以  
上でございます。

[経営室長]

ただいまの説明についてのご意見、ご質問があれば、お願いをいたします。

[区 長]

今回は、設置ということで、第1回ということでしたので、次回の総合教育会議におきましては、具体的な内容についての協議ができればと、こんなふうに思っております。今後、これから担当で案をつくりましますので、次回の会議までに、事前に教育委員会で十分にご議論をいただければと思っております。

[経営室長]

それでは、以上で中野区教育大綱についての件を終わらせていただきます。

以上で、本日予定しておりました協議は、終了いたしました。

その他として、教育委員の皆様方から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ごさいませんようでしたら、本日の会議はこれをもって終了いたします。

なお、次回の会議は、6月12日金曜日、午後2時からを予定しております。よろしく  
お願いをいたします。

本日は、ありがとうございました。

【午後2時19分閉会】